

香川県中小企業団体中央会創立 65周年記念式典表彰実施要領

(香川県中小企業団体中央会会長表彰)

香川県中小企業団体中央会 65周年記念式典 表彰実施要領

1. 表彰の方法

表彰は、香川県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）創立65周年記念式典の席上中央会会長から表彰状並びに記念品を授与して行う。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、次に掲げる要件を具備するものとする。

(1) 優良組合の基準

優良組合は、その組織並びに運営が特に優良と認められ、他の範とするに足るものであって、設立後10年以上経過しているもので、次に掲げる要件を備えるもの。

イ. 共同事業の経営が活発に行われていること

ロ. 財政内容が堅実であること

ハ. 事務が適切に処理されていること

ニ. 企業の改善発達に貢献していること

(2) 組合優良青年部の基準

組合優良青年部は、その組織並びに運営が特に優良と認められ、他の範とするに足るものであって、原則として青年部成立後7年以上経過しているもので、次に掲げる要件を備えるもの。

イ. 事業の経営が活発に行われていること

ロ. 組合又は商工団体の事業に貢献していること

(3) 組合功労者の基準

組合功労者は、通算して10年以上組合役員として在任しているもので、次に掲げる要件を備えるもの。

イ. 組合制度の普及と組合の育成強化に尽し、その功績が顕著と認められること

ロ. 組合員の信頼が厚く、人格識見ともに卓越していること

(4) 組合専従優良職員の基準

組合専従優良職員は、引き続き10年以上組合専従職員として勤務しているものであって、次に掲げる要件を具備している者。

- イ. 指導力に優れ業務の遂行に功績顕著と認められること
- ロ. 上司の信頼が厚く人格識見ともに優れていること

3. 申請の手続き

組合代表者が優良組合、優良青年部、組合功労者及び組合専従優良職員（以下「被表彰者」という。）の申請をしようとするときは、本実施要領に基づき推薦書（様式1）、申請書（様式2～5）等に次に掲げる書類を添付し中央会会長に提出するものとする。

(1) 優良組合

- イ. 定款
- ロ. 過去2年間の事業報告書及び決算関係書類

(2) 優良青年部

- イ. 青年部の規約
- ロ. 過去2年間の事業報告書
- ハ. 青年部が属する組合又は商工団体の過去2年間の事業報告書及び決算関係書類

(3) 組合功労者及び組合専従優良職員

- イ. 履歴書

4. 被表彰者数

組合功労者及び組合専従優良職員については、合わせて1組合5名以内を推薦することができる。

5. 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦のあったもののうちから表彰選考委員会において選考の上、決定する。